

定期報告を要する特定建築物及び建築設備

用途		特定建築物		建築設備（注3）	
		規模等（A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計）	報告の時期	規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	・Aが200㎡以上のもの（注1）	令和5年7月～10月以降、3年ごと	特定建築物に同じ（共同住宅及び寄宿舍を除く。）	毎年7月～10月
2	観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	・Aが500㎡以上のもの（注1） ・Aが200㎡超500㎡未満で①～③のいずれかに該当するもの（注2） ①3階以上の階のAが100㎡超のもの ②地階のAが100㎡超のもの ③客席のAが200㎡以上のもの			
3	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、高齢者等の就寝用途（注4）	・Aが300㎡以上のもの（注1） ・Aが200㎡超300㎡未満で①・②のいずれかに該当するもの（注2） ①3階以上の階のAが100㎡超のもの ②地階のAが100㎡超のもの			
4	児童福祉施設等（高齢者等の就寝用途を除く。）	・Aが300㎡以上のもの（注1） ・3階以上の階のAが100㎡超のもの（注1） ・地階のAが100㎡超のもの（注1）			
5	ホテル又は旅館	・Aが300㎡以上のもの（注1） ・Aが200㎡超300㎡未満で①・②のいずれかに該当するもの（注2） ①3階以上の階のAが100㎡超のもの ②地階のAが100㎡超のもの	令和6年7月～10月	特定建築物に同じ	毎年7月～10月
6	下宿、共同住宅又は寄宿舍（高齢者等の就寝用途を除く。）	6階以上の階のAが100㎡超のもの（注1）	以降、3年ごと		
7	学校	・Aが2,000㎡以上のもの（注1） ・3階以上の階のAが100㎡超のもの（注1） ・地階のAが100㎡超のもの（注1）			
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ホールの場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	・Aが2,000㎡以上のもの（注2） ・Aが200㎡超で、3階以上の階のAが100㎡超のもの（注2） ・地階のAが100㎡超のもの（注1）	令和4年7月～10月	特定建築物に同じ（体育館を除く。）	毎年7月～10月
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・Aが500㎡以上のもの（注1） ・Aが200㎡超500㎡未満で①・②のいずれかに該当するもの（注2） ①3階以上の階のAが100㎡超のもの ②地階のAが100㎡超のもの	以降、3年ごと		
10	事務所その他これに類するもの	・階数が5以上で延べ面積が1,000㎡超のもので①・②いずれかに該当するもの（注1） ①3階以上の階のAが100㎡超のもの ②地階のAが100㎡超のもの			

- (注1) 当該用途部分が全て避難階であるものを含む。
(注2) 当該用途部分が全て避難階であるものを除く。
(注3) 建築設備：[換気設備] 政令第112条第21項の規定による**煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。**
：[排煙設備] 機械排煙に限る。
：[非常用の照明装置] 内蔵蓄電池を用いたものを除く。
(注4) 高齢者等の就寝用途：以下の用途に供するもの
①共同住宅、寄宿舎（いずれもサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）
②助産施設、乳児院、障害児入所施設
③助産所
④盲導犬訓練施設
⑤救護施設、更生施設
⑥老人短期入所施設等
⑦養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
⑧母子保健施設
⑨障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

定期報告を要する防火設備（注5）

用途		規模等（A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計）	報告の時期
1	特定建築物の表の用途の欄に掲げる用途	特定建築物の表の規模等の欄に掲げる規模等	毎年 7月～10月
2	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	Aが200㎡超のもの	
3	高齢者等の就寝用途（注4）	Aが200㎡超のもの	

（注5） 随時閉鎖又は作動のできる防火設備（防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備を除く。）

定期報告を要する昇降機

対象	報告の時期
全ての建築物に設置されたエレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（一戸建て等の個人住宅に設置されたもの、小荷物専用昇降機で出し入れ口の下端が床面より50センチメートル以上上がった位置にあるもの、労働安全衛生法第41条第2項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。）	毎年